

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率等の状況については、次のとおりです。

1 健全化判断比率

単位：％

区分 決算 年度	公表年度	(1) 実質赤字 比 率	(2) 連結実質 赤字比率	(3) 実質公債費 比 率	(4) 将来負担 比 率
令和6年度	令和7年度	— (12.99) (20.00)	— (17.99) (30.00)	8.1 (25.0) (35.0)	— (350.0) (なし)
令和7年度	令和8年度	— (12.95) (20.00)	— (17.95) (30.00)	7.0 (25.0) (35.0)	— (350.0) (なし)

※ (1) 実質赤字比率及び(2) 連結実質赤字比率は、赤字額がない場合、「—」と表記しています。

※ (3) 実質公債費比率は、直近3か年の平均値を記載しています。

※ (4) 将来負担比率は、算定がない場合、「—」と表記しています。

※ () 内の数値は、上段「早期健全化基準」、下段「財政再生基準」を記載しています。

2 資金不足比率

単位：％

区分 決算 年度	公表年度	水道事業 会計	病院事業 会計	下水道事業 会計
令和6年度	令和7年度	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)
令和7年度	令和8年度	— (20.0)	— (20.0)	— (20.0)

※ 資金不足比率は、資金不足額がない場合、「—」と表記しています。

※ () 内の数値は、「経営健全化基準」を記載しています。

※ 資金不足額は、公表開始以降、いずれの会計も算定されていません。

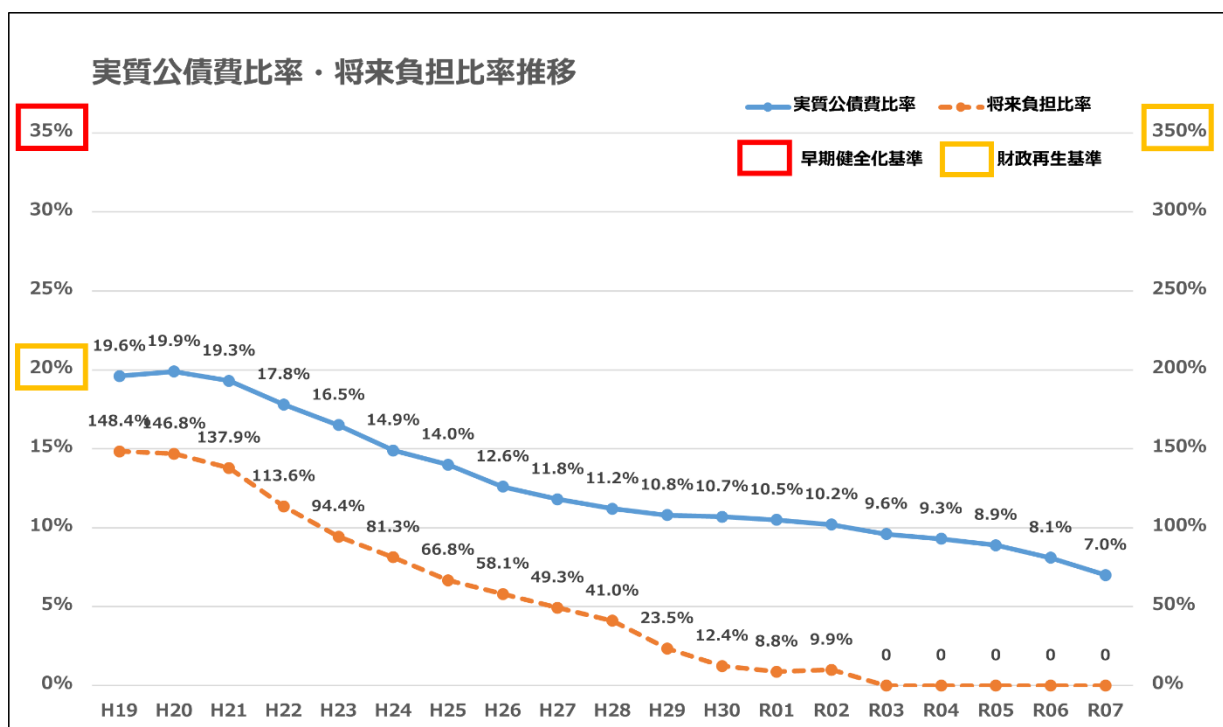
3 健全化判断比率の推移

単位：％

区分 決算年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成19年度	—	—	19.6	148.4
平成20年度	—	—	19.9	146.8
平成21年度	—	—	19.3	137.9
平成22年度	—	—	17.8	113.6
平成23年度	—	—	16.5	94.4
平成24年度	—	—	14.9	81.3
平成25年度	—	—	14.0	66.8
平成26年度	—	—	12.6	58.1
平成27年度	—	—	11.8	49.3
平成28年度	—	—	11.2	41.0
平成29年度	—	—	10.8	23.5
平成30年度	—	—	10.7	12.4※
令和元年度	—	—	10.5	8.8
令和2年度	—	—	10.2	9.9
令和3年度	—	—	9.6	—
令和4年度	—	—	9.3	—
令和5年度	—	—	8.9	—
令和6年度	—	—	8.1	—
令和7年度	—	—	7.0	—

※ 総務省報告後に修正が生じたため、総務省公表数値とは異なります。

(総務省公表数値15.2％、市公表数値12.4％)



4 用語、算定方法

(1) 実質赤字比率（令和 7 年度：算定なし）

地方公共団体の一般会計等（一般会計、土地取得特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率（令和 7 年度：算定なし）

地方公共団体の全会計（一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計）を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率（令和 7 年度：7.0%）

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計、公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金に含まれる公債費等）の標準財政規模に対する比率の 3 か年平均

【算定式】

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率（令和 7 年度：算定なし）

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（全会計における地方債残高、一部事務組合における地方債残高、社会福祉法人等への負債額等）の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(5) 資金不足比率（令和 7 年度：いずれの会計も算定なし）

公営企業会計（水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計）を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

【算定式】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$